

請求事務について (過誤申立・上限額管理)

秋田市障がい福祉課

過誤申立について

過誤申立とは？

過誤申立とは、介護給付費等請求の審査決定後に、請求内容に誤りがあった場合に、事業者が保険者（秋田市）を通じて、国保連合会に請求を取り下げる（返還する）手続

この取下げの手続により当初の支払額から過誤決定金額が差し引かれます。

この取下げの手続の後に、再請求で正しい金額を審査決定します。

過誤の処理の種類

- ・通常過誤

過誤申立をした月の翌月に請求の取下げを行う処理

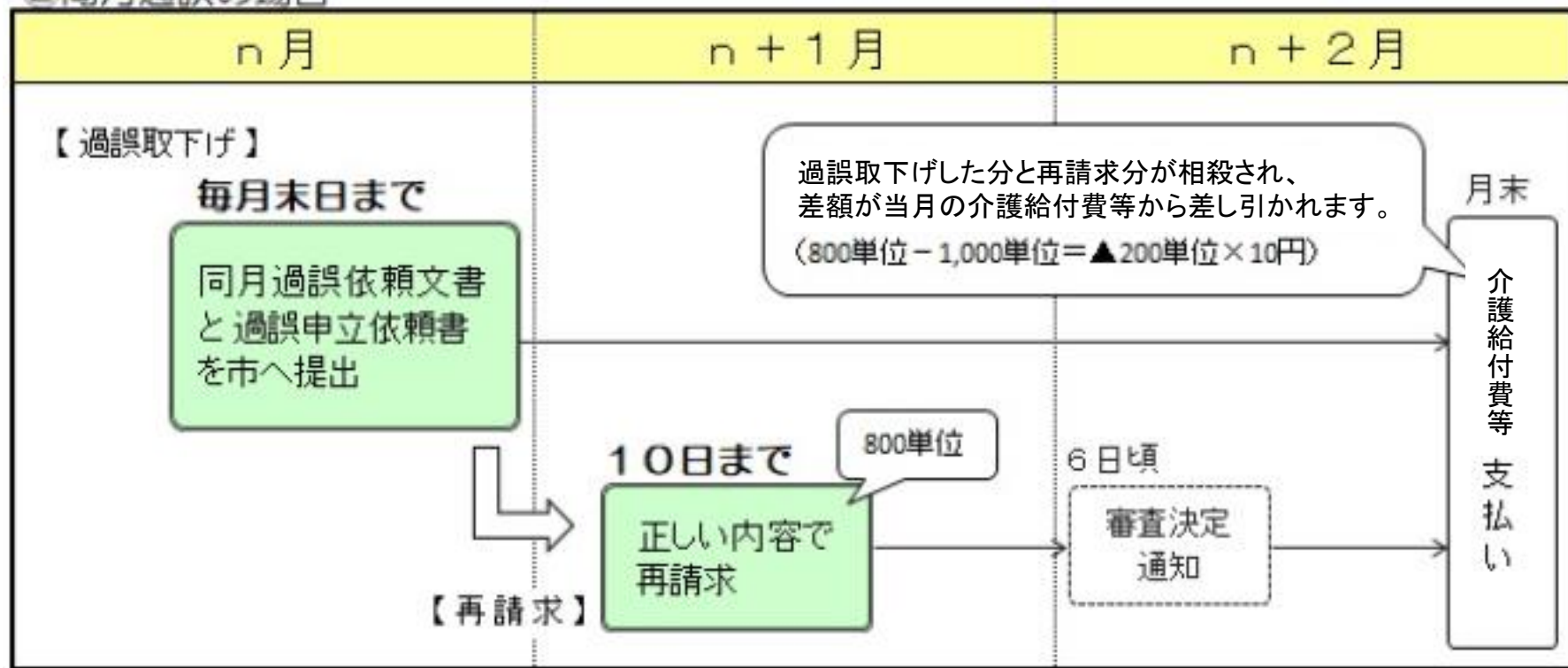
- ・同月過誤

請求の取下げと再請求を同時に行い差額調整する処理

同月過誤

(例) 当初合計1,000単位で請求したものを800単位に訂正したい場合

②同月過誤の場合



過誤申立依頼書の様式について

- ① 秋田市HPのサイト内検索で「1011798」で検索
- ② 障がい福祉課の「請求関係様式」のページへ
- ③ 「過誤申立依頼書」をダウンロード

過誤申立依頼書の記載・送付について

過 誤 申 立 依 頼 書

①年 月 日

(宛先) 秋田市長

②

事業所番号

事業所所在地

事業所名

担当者職氏名

電話番号

以下の請求につき、過誤申立して下さるようお願いします。

～運営指導で返還となり過誤申立をする場合は記入～

③	1 件数	2 過誤する金額	3 再請求金額	差引精算額
	件	円	円	円

No.	受給者証番号 受給者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類番号	申立事由 コード (4桁)	申立事由
1	④				
2					

上限額管理について

上限額管理とは？

障害福祉サービス等の利用者には、世帯の所得区分に応じた負担上限月額が設定されており、利用者は、この負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要はないこととされています。

複数のサービス提供事業所からサービスを受け、1か月当たりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される利用者（上限額管理対象者）については、この上限額の管理が行われます。

上限額管理について

上限額管理対象者の手続について

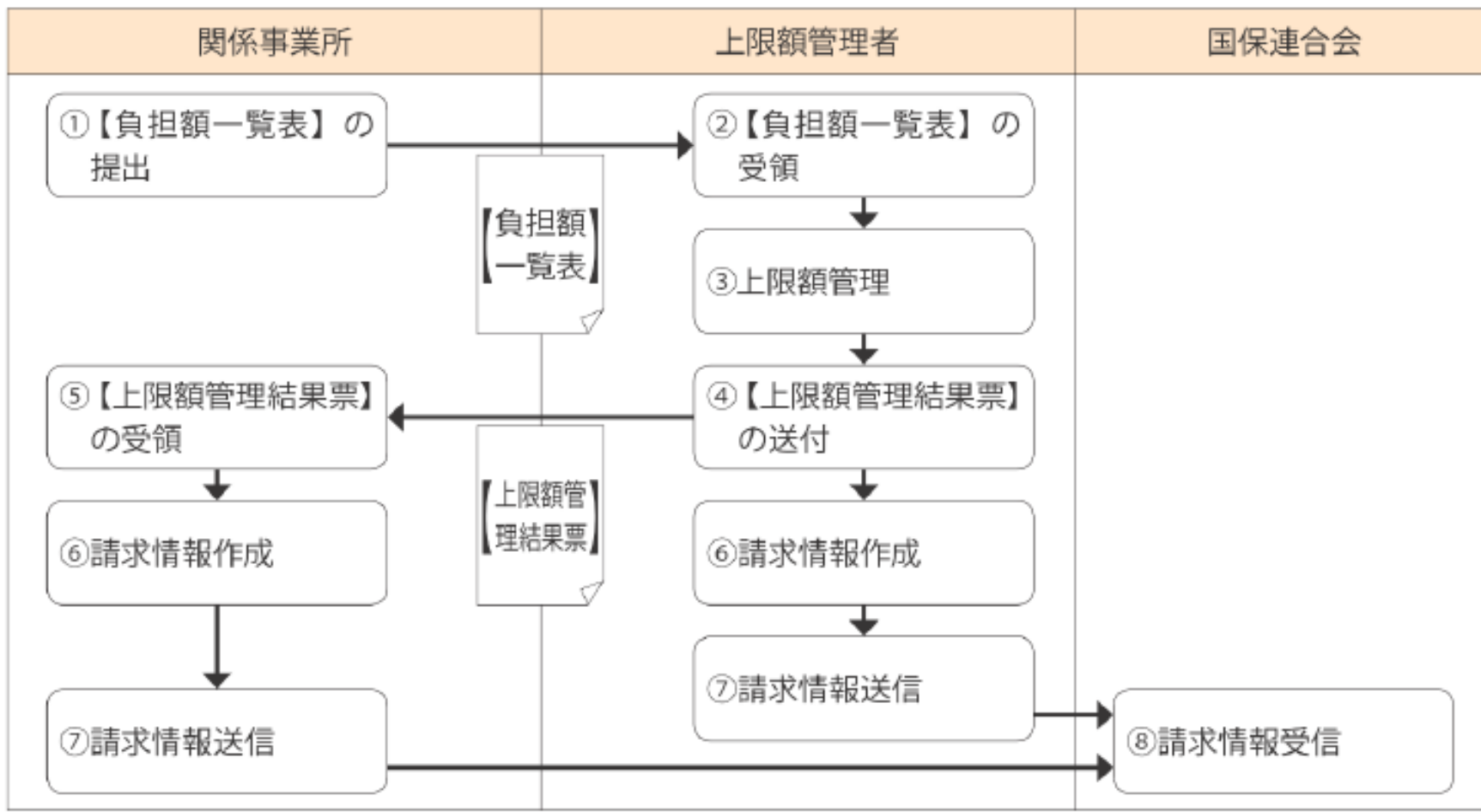
上限額管理対象者は、利用者負担の上限額管理を行う事業所（上限額管理者）が決まると、

「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」に受給者証を添えて秋田市に届け出ます。

（※提出期限は、上限管理が必要になる月の月末まで）

上限額管理者となる事業所が受給者証に記載され、国保連合会の受給者台帳に登録されます。

上限額管理の流れ



上限額管理に係るエラーの例

上限額管理に係る受給者台帳情報との不整合

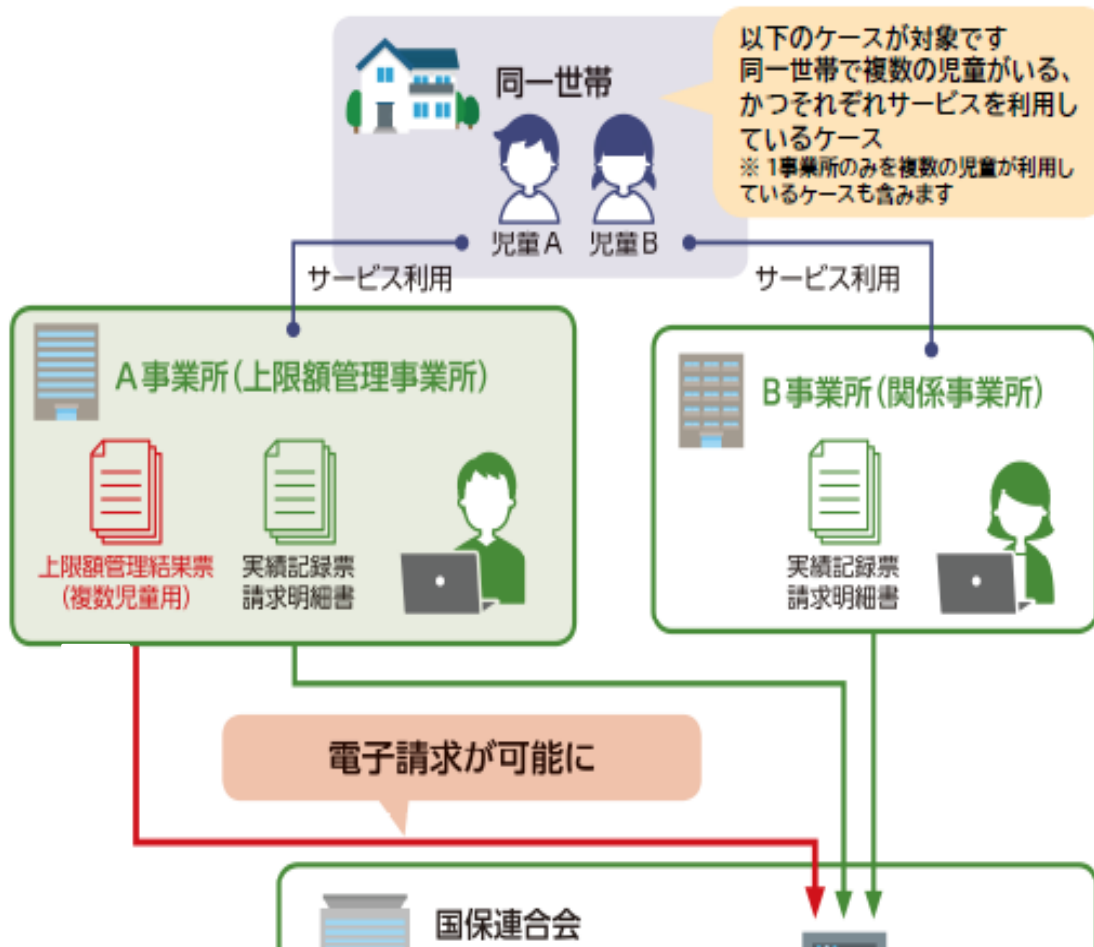
エラーコード	メッセージ
EG05	資格：請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません
EG12	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません
EG17	資格：上限額管理対象外の受給者です

上限額管理に係るエラーの例

上限額管理結果票の不整合

エラーコード	メッセージ
EJ08	受付：管理結果と管理結果後利用者負担額の関係が不正です
EJ16	受付：請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です
EC08	受付：該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です
PP08	支給量：上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります

同一世帯に障害児通所支援を利用する 児童が複数いる場合の上限額管理①



これまで、

利用者負担上限月額を超えた場合

→高額障害児通所給付費を支給

令和7年5月請求(4月サービス提供分)から
複数児童用上限額管理結果票を、請求明細
書等と併せて国保連合会へ電子請求可能と
なった。

同一世帯に障害児通所支援を利用する 児童が複数いる場合の上限額管理②

きょうだい児で共通する事業所を利用している場合

①兄 A事業所

弟 A事業所

→A事業所が上限額管理を行います。

②兄 A事業所 B事業所

弟 B事業所 C事業所

⇒B事業所が上限額管理を行います。

きょうだい児で共通する事業所を利用していない場合

①兄 A事業所 B事業所

弟 C事業所

⇒契約日数が最も多い事業所が上限額管理を行います。